

令和6年度 第5回鹿屋市子ども・子育て会議



令和7年2月12日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1
- 2 令和 7 年度の定員変更等の希望取下げについて…………… P 4

II 協議

- 1 鹿屋市こども計画（仮称）策定について
 - （1）計画の表紙絵及び名称の選考について…………… P 6
 - （2）計画（素案）パブリックコメントの実施結果について…… P 8
 - （3）計画(最終案)について…………… P 9
- 2 こども誰でも通園制度について…………… P 10
- 3 鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部改正について…………… P 13

III その他

- 1 令和 7 年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール…………… P 14

I 報告

1 令和6年度第4回子ども・子育て会議の報告について

開催日時	令和6年11月8日（金）
開催場所	鹿屋市役所 7階大会議室（ZOOM会議併用）
出席委員	エルメス委員、蜂谷委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、安樂委員、森委員、泊委員、藤井委員、躬川委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、曾原委員、豎山委員、橋元委員、川崎委員、渡邊委員、川添委員、鹿倉委員
事務局等	保健福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和6年度第3回子ども・子育て会議の報告 協議 1 教育・保育施設の定員変更について 2 鹿屋市こども計画（仮称）の素案について
会議結果	報告 1 令和6年度第3回子ども・子育て会議の報告について事務局用より報告 協議 1 教育・保育施設の定員変更について 資料に基づき事務局から説明を行い、定員変更に係る判断基準を満たしている教育・保育施設については、承認された。 2 鹿屋市こども計画（仮称）の素案について 素案に基づき、適宜、委員からの意見も踏まえながら、事務局で調整の上、策定に向けて進めていくことで承認された。

『主な意見等』

基準に基づき月別の利用者数を考慮した説明があったが、定員増したい施設もあれば、定員減したい施設もある。利用者とのニーズとマッチしているのか不明なため教えていただきたい。

（事務局）各施設の利用者ニーズ（入所者）については、施設ごとの利用者数が記載されているため資料を確認いただきたい。定員減の希望施設は、定員と入所数を比較した際、例えば、100人の定員数で入所者数は60人しかない場合、施設運営をどのようにしていくか考えることになる。保育所等には利用定員に応じて給付費が支払われているため、定員減の希望施設においては、現状にあわせた定員設定を計画することは適正な定員管理につながる。

保育士不足なども世間的に言われている中、これだけの定員減をする施設があった場合に、配置基準上で職を失う人もいるのではないかと危惧する。一方で保育士が採用できない施設もあると考えられるので、そのバランスについてもうまく取れたらなと思われる。

（委員）施設型給付費は利用定員に応じて単価が決定することになるので、運営状況を踏まえ、実際の入所状況に合わせて定員を設定したいと考えたのではないかと考えられる。これまで、施設の利用者が減少する中、それに伴い保育士や幼稚園教諭等の人数も少なくなっているかと思うので、今回の定員減によって、極端に失業者が溢れることはないのではないかと考える。

（委員）令和4年度の子ども・子育て会議で、定員減の判断基準が緩和された経緯があり、令和5、6、7年度と各年度で定員減しようという流れだと考える。予想であるが、今後、実情に合わせた各施設の定員に落ち着き、それ以降は微減になっていくのではないかと。地域ごとの入所ニーズについては、こどもの

数が減ってきている中、地域間格差も大きくなっており、地域に住んでいるこどもの数も違うので、地域ごとに保育ニーズもだいぶ変わってきている。一方、こどもが地域に住んでいるが、保育士等不足で受け入れられない施設もある。一概にこどもの数が減っているから定員減を希望しているというわけではなく、様々な状況が複合的に絡み合っ、定員減へと繋がっているのではないかと考えている。

(委員) 施設側で、運営ができない、これ以上の受入は対応しきれない際は、定員減して良いのではないのか。定員増したい施設は、入所したいというニーズがあれば、定員増して良いのではないのか。定員増してはいけない理由が分からない。判断基準との比較等も含めて可否を判断するのであれば、定員増を希望する施設は認めてもいいのではないのか。定員増を認めると様々な問題が生じてくるのか教えてほしい。

(委員) 毎回、定員変更に関する議題に関しては判断が難しい。こどもを育てる親という立場でありながらも、定員変更に関する基準を正確に理解できていない中で判断をして良いのだろうかという思いがある。国の補助金などの制約がなく、施設が自主的にやっているのであれば、園が主体的に定員変更できてもいいのではないのか。補助金等の関係があるためルールに則って判断しなければいけないのか。

(事務局) 令和3～7年度までの定員変更をする際の基準を設けており、基準に基づくものとして委員の方々にお諮りしている。令和8年度以降の判断基準については、今回ご意見いただいた部分も踏まえ見直しをしていきたい。保育所等は、国、県、市などから給付費の支出があるが、給付額が増えるから等の理由で定員増を認めないという観点はない。市内には50を超える施設がある中、地域差等により入所者数の差も広がっている実情はある。市内にはバランスよく各地域に施設が配置されているため、総合的に考慮した判断基準を設けており、その中で運営していただいている。

(委員) 新たな基準を作成する際は、市の考えだけでなく、各施設の意見や要望も踏まえた上で、取り組んでいただきたい。

(委員) 地元感を持つことは大切なことだと思っており、利便性を求めて、市街地に人が集まりすぎると地方が疲弊していく現状はよくない。例えば、地域に保育園が無くなり、地域に人が住まなくなり、そして、小学校が閉校し、地域が衰退していくという流れが想像できてしまう。地域で地域を守っていく、地域で子育てをしていく、地域コミュニティを大切に、といった方向性を国、県、市が持っているのであれば、地域の置かれている現状を踏まえ、地方の過疎化を抑えていけるような要素も判断基準の中に入れていただきたい。

乳幼児期と学校との教育・保育の一体的な提供及び推進方策について、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の必要性が資料に記載されている。具体的に市として、幼保小の連携という部分でどのような取組を、考えているのかお聞きしたい。
--

(関係課) 各小学校において、入学予定のこどもたちの実態をしっかり把握することが基本であり、関連する幼稚園、保育園等と情報交換を進めている。また、各小学校が基本となり幼保小連携を進めている中で、市全体で考えるべき課題等が出てきた時には、市全体として課題共有しながら進めている状況。特に入学前、保護者または保育園、幼稚園の方から、特性のあるこどもや障がいのあるこどもなどの情報交換は、市としても十分に把握し連携をしながら進めているところである。具体的には、保護者の同意のもとで、幼稚園、保育園から移行支援シート等を作成していただいて、小学校に保護者が挙げていただく。学校としては、シートを受け取るだけではなく、シート等を基にしながら、学校の中で管理職や特別支援教育のコーディネーターなどを中心としたチームを作ってケース会議を開いて、こどもの入学に備えているところである。また、就学時健康診断だけでなく、医学、心理学相談なども活用して、幼稚園、保育園と連携を図りながら入学に備えているところである。

(委員) 入学前に学校側からの聞き取りや、こどもに対しての状況把握の書類が届くので、園としても助かっている。個別支援は充実してきている。文部科学省から、架け橋期の教育の充実として、乳幼児期は、遊びを通じて小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であると規定され、小学校におい

ては、その芽生えをさらに伸ばしていく部分ということになっている。5歳児から小学校1年生の2年間を架け橋期と称して、幼保と小学校が教育の充実を図るなど、こどもに関わる全ての関係者が立場を超えて連携、協働することが必要である。現在、幼保小連絡会があり、幼稚園、保育園の先生方が小学校の授業参観を見て、その後意見交換をする。しかしながら、幼保と小学校の先生方が共同研修する場や、小学校の先生が保育園、幼稚園の公開保育や、園の姿を1日通して見るような場は鹿屋市ではない。国においては、幼児教育センターという、垣根を超えて幼保小がしっかり連携できるような取組がされており、九州圏においては、熊本、大分が、盛んに実施されているようだが、鹿児島県内においては取り組みが無いのが現状である。保育園から小学校に上がる時に、最低でも身の回りのことはできるようにして小学校に送り出そうとして、いざ小学校に行き4月の1年生のクラスを見てみたら、1年生のこどもはただ座っているだけ、周りのお世話は全部6年生がやってくれるといった状況があって、それは卒園までにはこういう状態にしましようという幼保小の連携がなかなか取れていない現状を示す一例だと感じた。小中学校の合同研修会などはよく耳にするが、幼保と小学校との合同研修会、これを1施設がやろうと思うとかなりのエネルギーが必要なので、教育委員会などが主体となって進めていただけるようなプログラムをぜひ作っていただきたい。

(委員) 5歳児検診は現在なく、小学校の就学前検診で、少し発達に課題があるので、例えば特別支援学級等を勧められて、保護者も慌ててしまうといったことがあるのではないかと。5歳児検診は、日本小児科医学会が5歳児検診のマニュアルを出しており、全国の自治体の15%ほどが実施しているようである。鹿屋市のこども計画においても実施方法を示せなくても、ビジョンで示す方法もあると思う。実施するにあたってはマニュアルなどを活用すればいいのではないかと。発達障がいなどで配慮の必要なこどもたちが、スクリーニングに引っかからないまま、結果的に生きづらく感じてしまうのは良くないので、そのような部分に対しての幼保小の連携ということもあるのではないかと。

(委員) 過去に幼保小連絡会で、小学校の先生方と話をする中で、学校によって、入学予定のこどもたちに身につけてほしいものが異なることを感じた。例えば、学習面においては「最低でも自分の名前を書けるようにしてほしい、本を読めるようにしてほしい」といった学校がある一方で、「鉛筆の持ち方を直すのが大変なので、何もしなくていい」といった学校もある。市内の小学校によって考え方がすごくバラバラなので、そこを統一する意味でも、この架け橋期のプログラムの中にカリキュラムの作成及び評価についても記載があるので、ぜひ教育委員会で主体となってやっていただきたい。

(関係課) 入学説明会の際、保護者への説明内容は、ある程度揃えているが、各学校の実態に応じて少し違う表現になっているところもあると考えている。改めて、教育委員会と各学校における共通理解をしっかりと図って、幼稚園、保育園の先生方、そして、保護者の方々が戸惑うことがないようにしていきたい。こどもたちが自分の身の回りのことをしっかりできるようになっている状態で小学校に送り出していると感じている。最近、ある園の見学に行かせていただき、こどもたちが自分の将来の夢について、プレゼン形式で堂々と発表する場を見て大変驚き、教育・保育の現場で、こどもたちの力をすごくつけてくださっていると感じた。今後は、それを受け継ぐ小学校で、こどもたちにどのように力をつけさせていくか、連携をどのように図っていくかということについて検討していきたい。

児童虐待防止推進キャンペーンについて、今後、このチラシを配布することがあれば、オレンジリボンのこともあるので、黄色ではなく、オレンジ色の紙で印刷すればよいPRになるのではないかと思います。

I 報告

2 令和7年度の定員変更等の希望取下げについて

▶定員変更の承認状況

第4回鹿屋市子ども・子育て会議において承認された、市内教育・保育施設の令和7年度における定員変更の希望内容等は、下記のとおり。

「はらい川保育園」及び「ふるえこども園」から承認の取下げ希望があったことから、報告するもの。

変更内容	区分	施設名称	令和6年度(単位：人)					令和7年度(単位：人)				
			現定員	定員内訳				変更後 定 員	定員内訳			
				1号	2号	3号			1号	2号	3号	
0歳	1・2歳	0歳	1・2歳									
【定員増】	保育所	東原保育園	60	0	40	3	17	70 (+10)	10 (+10)	36 (-4)	6 (+3)	18 (+1)
		平和保育園	60	0	33	6	21	70 (+10)	10 (+10)	33 (±0)	6 (±0)	21 (±0)
	認定こども園	松下保育園	134	15	60	15	44	144 (+10)	15 (±0)	60 (±0)	18 (+3)	51 (+7)
【定員減】	保育所	はらい川 保育園	50	0	35	3	12	30 (-20)	0 (±0)	20 (-15)	3 (±0)	7 (-5)
	認定こども園	第一鹿屋 幼稚園	175	160	15	0	0	120 (-55)	105 (-55)	15 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
		まつした こどもえん	135	120	12	0	3	75 (-60)	60 (-60)	12 (±0)	0 (±0)	3 (±0)
		光 華 こども園	55	15	21	6	13	40 (-15)	10 (-5)	15 (-6)	3 (-3)	12 (-1)
		ふるえ こども園	55	15	31	3	6	45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	3 (±0)	9 (+3)
		細山田 こども園	105	15	33	18	39	95 (-10)	15 (±0)	33 (±0)	15 (-3)	32 (-7)
		正覚寺 保育園	50	10	20	6	14	40 (-10)	15 (+5)	10 (-9)	4 (+2)	11 (-3)
		あいら認定 こども園	115	15	57	9	34	105 (-10)	15 (±0)	47 (-10)	9 (±0)	34 (±0)
		瑞穂保育園	110	10	57	9	34	105 (-5)	15 (+5)	48 (-9)	10 (+1)	32 (-2)
【区分変更】	認定こども園	日の出 幼稚園	95	80	8	0	7	95 (±0)	80 (±0)	6 (-2)	0 (±0)	9 (+2)
		寿敬心 保育園	160	10	70	20	60	160 (±0)	15 (+5)	65 (-5)	20 (±0)	60 (±0)
【移行】	幼稚園	星幼稚園	240	240	0	0	0	180 (-60)	180 (-60)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
合計			1,599	705	492	98	304	1,374 (-225)	560 (-145)	418 (-74)	97 (-1)	299 (-3)
合計(※)			1,494	690	426	92	286	1,299 (-195)	545 (-145)	380 (-46)	91 (-1)	283 (-3)

(※)「はらい川保育園」及び「ふるえこども園」を除いた場合の合計

▶はらい川保育園（定員減）

現行（令和6年度）

（単位：人）

施設名称	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
はらい川 保育園	50	0	35	15

希望内容（令和7年度）

（単位：人）

移行後 定員	定員内訳			備考
	1号	2号	3号	
30 (-20)	0 (±0)	20 (-15)	10 (-5)	認可保育所



施設名	はらい川保育園（祓川町）
設置主体	社会福祉法人 辰巳福祉会
変更を希望する理由	令和6年度の入所状況から、卒園児等を考慮し、また、地域状況から新規入園の見込みも少ないため、保育の定員減を希望するもの
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数〔令和5年9月～令和6年8月〕

（単位：人）

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	51	51	51	51	50	51	51	46	46	46	46	46	48.83



（取り下げ理由）

次年度入所申込者と今後の入所予定者の合計人数が、変更後の定員を超える可能性があり、利用者の希望に寄り添った受入体制を維持したいため、変更の取り下げを希望する。

▶ふるえこども園（定員減）

現行（令和6年度）

（単位：人）

施設名称	現定員	定員内訳		
		1号	2号	3号
ふるえ こども園	55	15	31	9

希望内容（令和7年度）

（単位：人）

移行後 定員	定員内訳			備考
	1号	2号	3号	
45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	12 (+3)	幼保連携型



施設名	ふるえこども園（古江町）
設置主体	社会福祉法人 古江福祉会
変更を希望する理由	令和5年度の保育(2・3号)の入所児童数は、37～40人となっており、利用定員に見合った入所者数となっている。また、令和6年度(4～10月)については、34～39人となっていて、現行の利用定員を下回っている状況である。令和6年度の年長児(14名(教育(1号)：4人、保育(2号)：10人)の卒園と、令和7年度の新規入所児童も多くは見込めないことを考慮し、保育の定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数〔令和5年9月～令和6年8月〕

（単位：人）

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	40	40	40	40	40	40	40	35	35	35	34	34	37.75



（取り下げ理由）

継続児童を含む利用申込児童数が、変更後の定員を上回ることとなり、当園の利用を希望する全ての児童を受け入れるようにしたいため、変更の取り下げを希望する。

Ⅱ 協議

1 鹿屋市こども計画（仮称）策定について

(1) 計画の表紙絵及び名称の選考について

① 目的

鹿屋市こども計画（仮称）（以下「計画という。」）について、多くの方々に親しみをもっていただけるよう、計画の表紙デザインを小中学生が描写したものを採用するもの。また、計画について、国の「こども大綱」や、本計画の基本理念等を踏まえ、名称を決定するもの。

② 選考方法

【表紙絵】

市内小中学校における児童・生徒が描画した素材からテーマに沿った作品を各学校1点選定いただき、計画策定事務局、作業部会、策定委員会、子ども・子育て会議を経て、計画の表紙絵として1点を採用する。

《表紙絵のテーマ》『こどもたちの幸せ』『こどもまんなか社会』

《描画のイメージ》

夢、希望、幸せ、笑顔、家族、友人、仲間、人と人との交流、みんな元気、みんなと一緒 など

【名称】

計画名称案を事務局で検討し、作業部会、策定委員会、子ども・子育て会議を経て、名称を決定する。

③ 選考過程

【表紙絵】

選考する者のそれぞれの感性は異なることから、選考の視点のみを決定し、それに合致すると思われる素材に投票を行い選考する。

《選考の視点》

素材に下記のイメージが感じられる選考する者の第一印象でのベストデザイン

①『こどもたちの幸せ』

②『こどもまんなか社会（こどもたちが自分の能力を生かしたり、希望を叶えたりすることができる社会）』

【名称】

他自治体で使われるキーワードや、こども、若者、未来、幸福、こどもまんなかなどの視点

【鹿屋市こども計画】を提案



鹿屋市こども計画
鹿屋市こども・若者計画
鹿屋市こども・若者ばら色計画

④ 参考

【名称】他自治体（予定含む）

かごしま子ども未来プラン 2025(県)	第3期志布志市子ども・子育て 支援事業計画(志布志市こ ども計画)	第3期南大隅町子ども・ 子育て支援事業計画
鹿児島市こども計画	霧島市こども計画	出水市こども計画
西之表市こども計画	東串良町こども計画（予定）	錦江町こども計画
みまた子ども・子育て応援プラン(宮崎県三股町)	入間市こども計画（埼玉県入 間市）	豊田市こども・若者総合 計画（愛知県豊田市）
第1期・川口市こども未来計画 (埼玉県川口市)	橿原市第1期こども計画(奈 良県橿原市)	豊島区子ども・若者総合 計画(令和7～11年度) (東京都豊島区)
第3期横須賀こども未来プラン	第3期大東市子ども・子育て 支援事業計画(大阪府大東市)	藤沢市子ども・若者共育 (ともいく)計画(神奈川 県藤沢市)
みやぎこども幸福計画(宮城 県)	第3期松戸市子ども総合計画 (千葉県松戸市)	厚木市こども・若者みら い計画
ばりっ子すくすく計画(第6 次)(三重県名張市)	こどもまんなか熊本・実現計 画(熊本県)	大津市こども・若者支援 計画(滋賀県大津市)
第3期調布っ子すこやかプラン (東京都調布市)	坂戸市こどもまんなか計画 (埼玉県坂戸市)	第3期彦根市子ども・若 者プラン(滋賀県彦根市)
第2期いずみさのこども未来 総合計画(こども計画)(大阪府 泉佐野市)	大分こどもまんなかプラン (第5期計画)(大分県)	第2期川西市こども・若 者未来計画(兵庫県川西 市)
三鷹市子ども総合計画(仮称) (R6年度までは、子ども・子育て 支援ビジョン)(東京都三鷹 市)	東大和市子ども・子育て未来 プラン(東京都東大和市)	石巻市こども計画～第3 期石巻市こども・若者未 来プラン(宮城県石巻市)
第3期ひがしまつやまこども 夢プラン(埼玉県東松山市)	福島県こどもまんなかプラン (福島県)	第2期高砂市子ども・子 育て・若者支援プラン(兵 庫県高砂市)
上田市未来っ子かがやきプラン～第3次上田市子ども・子育て支援事業計画～(上田市こ ども計画)(長野県上田市)		
岡崎市こども計画(おかざきっ子育てプラン)(愛知県岡崎市)		
こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計 画/横浜市こども計画)(神奈川県横浜市)		
第二次くらしき子ども未来プラン(第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画)(岡山県倉 敷市)		

Ⅱ 協議

1 鹿屋市こども計画（仮称）策定について

（２）計画（素案）パブリックコメントの実施結果について

① 実施計画名

- ・ 鹿屋市こども計画（仮称）素案
- ・ 鹿屋市こども計画（仮称）《概要版》こども用

② 意見の募集期間

令和 6 年 12 月 9 日（月曜日）から令和 7 年 1 月 7 日（火曜日）まで

③ 意見提出者

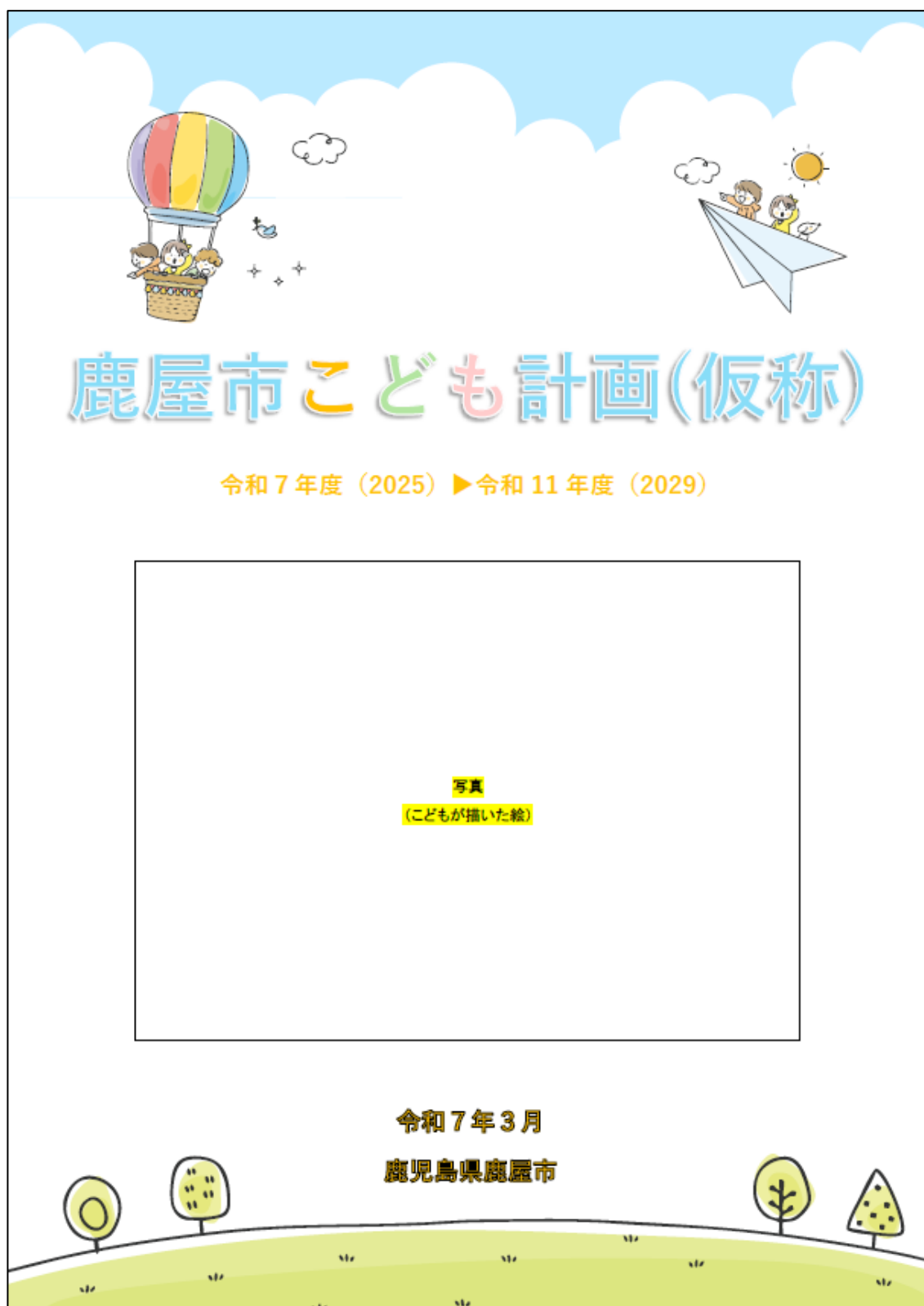
0 人

Ⅱ 協議

1 鹿屋市こども計画（仮称）策定について

（3）計画（最終案）について

『別冊』をご覧ください。



II 協議

2 こども誰でも通園制度について

(1) 事業の趣旨

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化のため、保育の必要性の事由の有無に関わらず市内幼児教育・保育施設等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されることとなった。⇒ 令和8年度本格実施（R7～乳児等通園支援事業）

【現行の保育所等入所の要件】

・フルタイム就労の者
・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
※保育の必要性を市町村が認定することが必要



・専業主婦（夫）・育児中の在宅で子育てをする家庭 等
※就労の有無を問わない

(2) 事業の概要

- 0歳6ヵ月～満3歳未満の児童
- 保育所等など、定期保育の利用が無い児童
- 利用は、こども1人当たり月10時間まで利用可能

令和7年度
法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
※自治体の判断で実施



令和8年度
法律に基づく新たな給付制度
※全自治体で実施

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで					
就労要件なし	こども誰でも通園制度			幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで		

【令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて】

- ・こども家庭庁において、令和7年1月14日、制度に係る設備及び運営に関する基準の制定
- ・令和7年度に実施する市町村においては、実施に先立って、当該基準に基づく条例改正の
手続、市町村長による制度の実施事業所の認可手続が必要

【令和8年度 法律に基づく給付制度の実施に向けて】

全ての市町村において、令和8年度までに、特定乳児等通園支援事業に関する基準に基づく条例制定、市町村長による特定乳児等通園支援事業者の確認手続が必要。

内容	内閣府令
対象施設	・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・地域子育て支援拠点等 ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない
認可手続	事業実施に当たっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う。
実施方法	①一般型 ②余裕活用型
人員配置基準	①一般型〔一時預かり事業（一般型）と同様の基準〕 ※ 2分の1は保育士、他子育て支援員研修受講者 など ②余裕活用型〔各施設又は事業の基準による〕
設備の基準	①一般型〔一時預かり事業（一般型）と同様の基準〕 ②余裕活用型〔各施設又は事業の基準による〕

(3) 設備及び運営の基準について

鹿屋市が条例で定める認可基準は、国が示す基準を基本として定めることを考えています。

【児童福祉法第三十四条の十六】

市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

【基本的な事業類型】

一般型

保育施設等で、すでに通っている児童と一緒に保育をおこなう方法です。

余裕活用型

利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる方法

【主な認可基準】

項目		内閣府令の内容
一般原則		・利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重する。 ・地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。等
安全計画の策定		設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
面積	乳児室	0・1歳児×1. 65㎡
	ほふく室	0・1歳児×3. 3㎡
	支援室/遊戯室	2歳児×1. 98㎡
職員	配置基準	・0歳児3人につき1人以上 ・1・2歳児6人につき1人以上 ※乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士
	従事者	保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者
食事		食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(4) 制度の主な仕組み（令和8年度を中心に）

① 認定制度の創設

⇒ 制度を利用するためには、保護者は市への申請による認定手続きが必要。

② 事業者の指定（認可・確認）

⇒ 実施事業所は、市による児童福祉法上の「認可」※と子ども・子育て支援法上の「確認」を行う必要がある。（「確認」は令和8年度から）

※ 社会福祉法人については、実施する社会福祉事業の種類が変更となるため、定款の変更が必要

③ 市の設備運営の基準条例の制定

⇒ 実施するための設備及び運営の基準を条例で定める必要がある。

④ 市による指導監査・勧告等

⇒ 実施事業所に対して、市に指導監査・勧告等の権限が与えられる。

⑤ 実施事業所に対する給付支給

⇒ 実施事業所からの請求に対して市は審査の上、支払業務を行う。

【児童福祉法第三十四条の十五】

市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

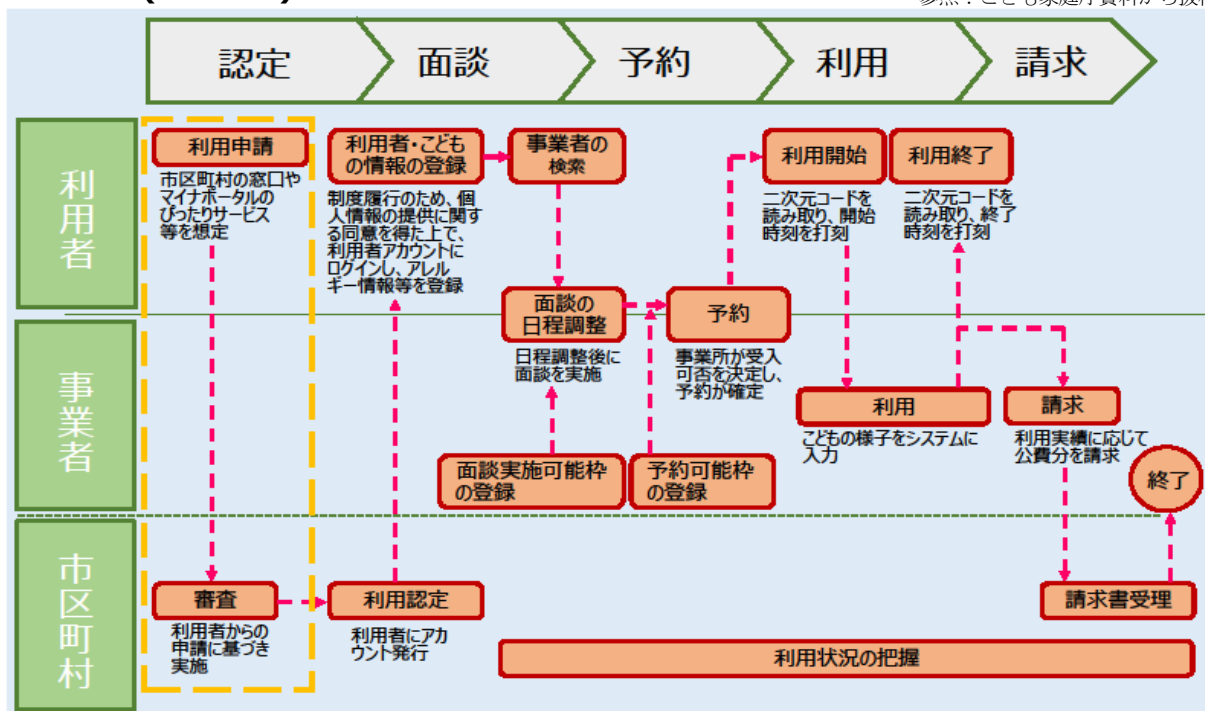
② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令に定めることにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

（中略）

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(4) 参考(イメージ)

参照：こども家庭庁資料から抜粋



は、R7 の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

II 協議

3 鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部改正について

(1) 改正の理由

鹿屋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）は、「鹿屋市子ども・子育て会議条例」（以下「条例」という。）の規定に基づき設置されています。

こども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、同法第10条第2項の規定に基づき、市町村こども計画策定の努力義務が示されている。鹿屋市では現行計画である子ども・子育て支援法に基づく「鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」などを一本化した「鹿屋市こども計画（仮称）」を策定予定です。

策定にあたり、会議において、幅広い意見を聴取し、審議を行っていることから、当該会議の所掌事務等に関して所要の改正を行うものです。

(2) 改正の内容

- ① 会議を設置する根拠に、こども基本法の条項を引用する規定を加える。
（第1条関係）
- ② 子育て会議の所掌事務に、鹿屋市こども計画（仮称）の策定及び変更に関する事項の調査審議並びにこども施策の推進に関する事務を加える。
（第2条関係）

(3) 施行期日

令和7年4月1日

Ⅲ その他

(1) 令和 7 年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

令和 7 年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年 3 回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第 1 回	5 月下旬 14:00～	○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○令和 7 年度子育て関連施策の事業計画 ○認定こども園への移行 他
第 2 回	10 月頃 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 他
第 3 回	2 月頃 14:00～	○第 1 号委員の募集について 他

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第 1 号委員 子どもの 保護者	エルメス けいこ 恵子	市民委員	
2		蜂谷 はちや ゆか 友香	市民委員	
3		橘 たちばな たくま 拓真	市民委員	
4		阿蘇品 あそしな しんぞう 伸三	市民委員	
5		竹中 たけなか まなみ 愛美	市民委員	
6		柿迫 かきさこ まなみ 愛美	市民委員	
7	第 2 号委員 学識経験者	矢野 やの つねひろ 常広	鹿屋市医師会	
8		安楽 あんらく ひろし 博史	鹿屋市歯科医師会	
9		森 もり かつみ 克己	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		角ノ上 すみのうえ たく 琢	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 とまり こうたろう 浩太郎	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 しもむら たかし 尚	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第 3 号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 ふじい みつはる 光晴	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 くがわ ひさし 恒	鹿屋乳児院	
15		吉井 よしい たけし 健	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 ともおか よしのぶ 善信	鹿屋市保育会	
17		有川 ありかわ ふみと 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曽原 そはら まいこ 真維子	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 たてやま めぐみ 恵美	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
20		指宿 いぶすき ふみこ 章子	障がい児福祉支援事務所	
21	第 4 号委員 その他市長 が必要と認 める者	橋元 はしもと なおや 直也	鹿屋特別支援学校 P T A	
22		川崎 かわさき だいすけ 大輔	鹿屋市 P T A 連絡協議会	
23		渡邊 わたなべ まさと 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 かわそえ みや子 みや子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 よしはら はちろう 八郎	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 かくら りえ 李恵	鹿屋商工会議所	

【委嘱期間：令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日（2 年以内）】